

第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について  
(垂水23生産緑地地区ほか5地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中、伊川谷121生産緑地地区、玉津17生産緑地地区、玉津73生産緑地地区の計3地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、垂水23生産緑地地区、八多22生産緑地地区、伊川谷122生産緑地地区の計3地区を次のように変更する。

名 称	面 積
垂水23生産緑地地区	約 0.25ha
八多22生産緑地地区	約 0.25ha
伊川谷122生産緑地地区	約 0.16ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の死亡や故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。

## (参考)変更の概要

### 1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
垂水 23 生産緑地地区	約 0.32ha	約 0.25ha	△約 0.07ha	変更
八多 22 生産緑地地区	約 0.27ha	約 0.25ha	△約 0.02ha	変更
伊川谷 121 生産緑地地区	約 0.33ha	—	△約 0.33ha	廃止
伊川谷 122 生産緑地地区	約 0.20ha	約 0.16ha	△約 0.04ha	変更
玉津 17 生産緑地地区	約 0.09ha	—	△約 0.09ha	廃止
玉津 73 生産緑地地区	約 0.16ha	—	△約 0.16ha	廃止
廃止：3 地区，△約 0.59ha      変更：3 地区，△約 0.12ha				

### 2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	487 地区	484 地区	△3 地区
面積	約 103.31ha	約 102.60ha	△約 0.71ha